物品売買契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、□□□□□□□□□□□□□□□（以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

|  |  |
| --- | --- |
| 品名・型式 | 災害用トイレコンテナ |
| 数量 | 1台 |
| 契約金額 | ￥□□□□□－  　（うち消費税及び地方消費税相当額　￥□□□□－） |
| 規格 | 別紙仕様書のとおり |
| 製造ﾒｰｶｰ | □□□□□□□ |
| 納入期限 | 令和８年３月30日（月） |
| 納入場所 | 佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課が指定する場所 |

（信義則）

　第１条　甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

　第２条　甲は、佐賀県財務規則第１１５条第３項第３号の規定により、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（検査）

第３条　乙は、物品を納入しようとするときは、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。

２　前項の検査は、物品納入の際、乙の立合いのもとに行うものとする。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の申出があった日から１０日以内に検査を行うものとする。

３　前項の検査による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で物品を取り換え、さらに検査を受けなければならない。

（納入）

第４条　乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

（指示）

第５条　乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の履行）

　第６条　乙が行う契約の履行は、第３条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

（危険負担）

　第７条　契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

　第８条　乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ並びに担保に供してはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りではない。

（契約の解除）

　第９条　甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に揚げる場合に該当すると認めるときは、何等の催告なく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

　　(1)乙の責に帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終える見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。

　　(2)契約履行につき不正の行為があったとき。

　　(3)正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき。

　　(4)自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

　　　ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　　　イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　　ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

　　　エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

　　　オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

　　　カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　　キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

　２　前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責を負わないものとする。

（損害賠償及び違約金）

　第10条　乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて算定した額の金額を、履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

　２　前条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の100分の10の金額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

（代金の支払）

　第11条　甲は、乙が、第３条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受理した日から３０日以内に代金の支払いをするものとする。

　２　前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約内容の不適合責任）

　第12条　納入された物品が契約の内容に適合しないものであるとき、又は納入後１年以内に正常な管理のもとで故障したときは、乙の負担で修理又は交換するものとする。

ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が１年以上にわたる場合は、それを適用する。

（疑義の解決）

　第13条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和 　　 年 　　 月 　　 日

委託者（甲）　住所　　　佐賀県佐賀市城内一丁目１番５９号

氏名　　　佐賀県政策部危機管理・報道局

危機管理防災課

課長　中路　明伸

受託者（乙） 住所

氏名